

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、A所在のB会社に派遣社員として雇用され、C会社（以下「派遣先事業場」という。）に派遣され、主に清掃業務に従事していた。
- 2 請求人は、○年○月○日、D医療機関を受診し、「左橈骨・尺骨遠位端骨折」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人によると、同日、派遣先事業場の植木鉢に水やりを行い、その後、植物を育てるため休憩所壁面にネットを張ろうと考え、パイプいすの上に鉄の塊を載せ、その上に乗ったところ、バランスを崩して転倒（以下「本件災害」という。）し、手首を負傷したという。

- 3 本件は、請求人が本件傷病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものである旨主張するので、以下検討する。
- (2) 請求人の派遣先事業場における業務は清掃業務であるところ、本件災害日における水やり行為が業務命令によるものか検討するに、請求人はEに「植木鉢に水やりをしてほしい」と言われた旨主張するが、Eはそのような指示をしたことを否定しており、他に水やり行為が業務として行われたことを裏付ける資料はない。

また、本件災害に至ったネットを休憩所壁面に張ろうとした行為は、派遣先事業場から指示を受けたものではなく業務と認められないことは、請求人も自認するところである。

- (3) さらに、本件災害当日、請求人は勤務を要しない日であり、賃金も発生していない。
- (4) そうすると、本件傷病は、決定書理由に説示のとおり、業務上の事由によるものと認めることはできない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。